

カジノ管理委員会第77回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和5年4月21日 14時00分～16時10分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、北村委員、石川委員
- 並木事務局長、坂口次長、清水総務企画部長、和田監督調査部長、水庭規制監督課長（議事担当課）、堀企画課長（議事担当課）、堀内監督総括課長（議事担当課）、鈴木監督総括課企画官（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし

2 その他の案件

(1) 免許審査に向けた準備状況等について(3)

規制監督課長より、「免許審査に向けた準備状況等」について報告があった。

(2) 海外動向について

監督総括課企画官より、「海外動向」について報告があった。

(参考)

- ・特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）
（免許の基準等）

第41条 カジノ管理委員会は、第39条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～十 (略)

十一 定款及び第53条第1項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。

2～4 (略)

(業務方法書)

第53条 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 第70条第1項の確認に関する事項

三～九 (略)

2 (略)

(入場規制)

第69条 カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在

させてはならない。

一～三 (略)

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日(次号において「入場等基準日」という。)から起算して過去七日間において第176条第1項の規定により入場料を賦課されてカジノ行為区画(入場し、又は滞在しようとするカジノ施設以外のカジノ施設のカジノ行為区画を含む。)に入場した回数及び同条第3項の規定により入場料を再賦課され、又は同条第5項の規定により入場料を再々賦課された回数(同号及び次条第1項において「入場等回数」という。)が既に三回に達しているもの(直近の賦課入場時(第176条第1項の規定により賦課された入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時をいう。)、再賦課基準時(同条第2項に規定する再賦課基準時をいう。))又は再々賦課基準時(同条第4項に規定する再々賦課基準時をいう。)(同号において「賦課入場時等」という。)からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。)

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、入場等基準日から起算して過去二十八日間における入場等回数が既に十回に達しているもの(直近の賦課入場時等からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。)

(入退場時の本人確認等)

第70条 カジノ事業者は、入場者について、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、当該入場者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(本邦内に住居を有しない日本人及び外国人並びに本邦内に住居を有する外国人であって住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の表の上欄に掲げる者(以下この項において「中長期在留者等」という。))以外のものにあつては、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に掲げる旅券をいう。)その他の特定の入場者を識別することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるもの)の提示を受け、当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。)の送信を受ける方法その他の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める方法により、本人特定事項(氏名、住所等(本邦内に住居を有する日本人及び中長期在留者等にあつては住所を、本邦内に住居を有しない日本人にあつては本籍地都道府県名を、中長期在留者等以外の外国人にあつては国籍をいう。))、生年月日及び写真をいう。以下この条において同じ。)及び当該入場者が前条の規定によりカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととされている者(以下この節において「入場禁止対象者」という。)に該当しないことの確認をしなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

一 当該確認をした日時及び当該入場者の本人特定事項(写真を除く。)

二 当該入場者が入場禁止対象者に該当するかどうかについての当該確認の結果

三 当該入場者がカジノ行為区画に入場したときは、その入場した日時及び当該カジノ行為区画から退場した日時

四 前3号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 カジノ事業者は、入場者(本邦内に住居を有しない外国人を除く。次項において同じ。)が前条第4号又は第5号に掲げる者に該当するかどうか(以下この条において「入場等回数制限対象者該当性」という。)について前項の確認をするに当たっては、カジノ管理委員会規則で定める方法により、カジノ管理委員会に対し入場等回数制限対象者該当性についての照会(第5項において単に「照会」という。)をしなければならない。この場合において、カジノ管理委員会は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、直ちに、カジノ事業者に回答するものとする。

3 カジノ事業者は、入場者をカジノ行為区画に入場させたとき及び当該入場者がカジノ行為区画から退場したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、直ちに、当該入場者の本人特定事項その他のカジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

4～6 (略)

以上